

家庭・事業所から排出する温室効果ガス削減を目的に、 2つの補助事業を令和6年度からスタートします

省エネエアコンへ買い換えた人に 最大5万円補助します

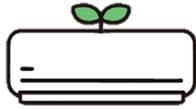
(南魚沼市省エネエアコン普及促進補助金)

受付期間

5月1日(水)～31日(金)

※申請額が予算額に達した場合は、交付対象者の決定は抽選で行います

予算額：500万円(想定件数：100件程度)



補助対象者

以下のすべてに該当する人

- ・市に住民登録をしている
- ・申請日時点で居住している住宅で、既設のエアコンを省エネエアコンへ買い換えた
- ・申請者、同一世帯の人に市税の滞納がない

補助対象経費

省エネエアコンを購入した際の製品代

※5月1日(水)～31日(金)(申請受付期間内)に購入した製品で、1世帯につき1台が対象

補助金額

製品代金の1/5または下記の上限額のうちいずれか低い金額

- ・5万円(市内に本社がある市内店舗)
- ・3万円(市内に本社がない市内店舗)

補助対象機器

- ・目標年度2027年度において、省エネ基準達成率が100%以上のエアコン

枠部分を必ずご確認ください

- ・省エネ性マークが緑色
- ・目標年度が2027年度
- ・省エネ基準達成率が100%以上



申込み

省エネエアコンを購入後、申請書、領収書(シート)などの必要書類を環境交通課に提出

※必要書類など、詳しくはQRから確認いただくか、環境交通課にお問い合わせください。



省エネエアコン

太陽光発電設備などを導入する人に 最大86.5万円補助します

(南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金)

受付期間

5月1日(水)～12月27日(金)

※受付は先着順で行い、予算額(1,680万円)に達し次第、受付終了

補助対象者

以下のすべてに該当する個人

- ・市に住民登録をしている(することが確実と見込まれる)
- ・新築・既存住宅に太陽光発電設備、定置型蓄電池のどちらか、またはその両方を導入する
- ・申請者、同一世帯の人に市税の滞納がない

以下のすべてに該当する事業者

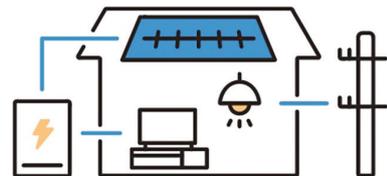
- ・市内で事業を営まれていることを証明できる
- ・新築・既存事業所に太陽光発電設備、定置型蓄電池のどちらか、またはその両方を導入する
- ・市税などの滞納がない

補助対象経費

- ・太陽光パネルなどの導入に必要な発電設備一式の製品代と設置工事費
- ・定置型蓄電池の導入に必要な設備一式の製品代と設置工事費

補助金額

- ・太陽光発電設備：1kwあたり7万円(上限額66.5万円)
- ・定置型蓄電池：補助対象経費の1/3(上限額20万円)



申込み

申請書、見積書、現況写真などの必要書類を環境交通課に提出

※必要書類など、詳しくはQRから確認いただくか、環境交通課にお問い合わせください。



太陽光発電設備